北広島町子ども農山村交流プロジェクト協議会規約

（名称）

第１条　この会は、北広島町子ども農山村交流プロジェクト協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、地域の自然・歴史・文化・人をとおして、子どもの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支えるための体験活動を支援すると共に、元気な地域をつくることを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

（１）子ども農山村体験プログラム（以下、「プログラム」という。）の実施

（２）プログラムの推進に関する情報の収集、発信、調査研究

（３）地域資源を再認識するための調査研究

（４）会員の相互の交流

（５）その他協議会の目的を達成するために必要な事業

（組織）

第４条　協議会は、第２条の目的に賛同する者で構成する。

２　協議会の会費は無料とする。

３　協議会の会員になろうとする者は、入会申込書を協議会会長に提出する。

（役員）

第５条　協議会に、次の役員を置く。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　１名

（３）監　事　　１名

２　役員は、会員の互選によって定める。

３　会長、副会長の任期は１年とし、再任は妨げない。

４　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

５　副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（総会）

第６条　協議会の総会は、会長が招集する。

２　総会の議長は、会長が務める。

３　会員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の証人を得て、代理人を出席させることができる。

４　会長が必要と認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求めることができる。

（表決）

第７条　総会は、会員の過半数の出席により成立する。

２　議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

（会計）

第８条　協議会に必要な経費は、助成金及びその他の収入をもって充てる。

２　事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事務局）

第９条　協議会の事務局は、北広島町企画課に置く。

２　事務局長は、北広島町企画課長の職にある者をもって充てる。

（その他）

第１０条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付　則

１　この規約は平成２０年４月 30 日から施行する。